

国立大学法人東京医科歯科大学契約審査委員会運営要領

〔平成16年 4月 1日〕
制 定

(適用)

第1条 この要領は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項（以下「調達要項」という。）第6条第1項第1号に定める国立大学法人東京医科歯科大学契約審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、契約に関する次の事項を審査する。

- (1) 指名競争契約又は随意契約の適用の適否
- (2) 指名競争契約に参加させる者又は随意契約の相手方の適否
- (3) その他契約に関する重要事項

(任務)

第3条 委員会は、経理責任者の審査要求に応じて前条に規定する事項について審査し、意見を表明するものとする。

(構成)

第4条 委員会に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は学長が指名する理事をもって充て、委員は総務部長、財務部長、医学部附属病院事務部長、歯学部附属病院事務部長、財務部財務経理課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会にオブザーバーを置くことができる。
- 4 オブザーバーは、委員長が推薦する役員及び教職員（以下「役職員」という。）及び外部有識者等のうちから会計事務統括責任者が指名する者とする。
- 5 オブザーバーは、委員長の指示に基づき専門的事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。
- 6 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 7 委員長が不在の場合、かつ緊急に案件処理を行う必要がある場合には、財務部長がその職務を代理する。

(審査要求の範囲)

第5条 経理責任者が委員会に審査を要求する範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 調達要項第32条第2号から第5号の規定を適用しようとするとき。

- (2) 指名競争契約又は随意契約を適用して、概算見込額が1件10万SDR以上のものを契約しようとするとき。
 - (3) 指名競争契約又は随意契約を適用する概算見込額が1件10万SDR未満であって、特に重要又は異例なものを契約しようとするとき。
 - (4) 委員会の意見に基づき締結された契約の解除、その他契約の遂行上重要な事項で審査を要求する必要があると認められるとき。
- 2 経理責任者は、前項各号に掲げる場合に該当しない場合についても、必要があると認められるときは委員長と協議のうえ、委員会に審査を要求することができる。

(審査要求の手続き)

第6条 経理責任者は、契約を要求する部(課、事務)長(以下「要求元の長」という。)に、次の各号に掲げる事項のうち、当該契約に係る審査に必要な事項を記載した書類の提出を求め、これに意見を付して、委員会に審査を要求するものとする。

- (1) 指名競争契約又は随意契約のいずれかによるかの表示及びその理由並びに会計規程第42条又は調達要項第32条の適用条項
- (2) 品目又は件名、数量及び規格等取得請求に必要な事項
- (3) 選定しようとする契約の相手方の会社名又は氏名及び理由

(委員会の開催)

第7条 委員長は、前条の規定による審査要求があったときは、審査事案等を決定し、委員に通知のうえ委員会を開催するものとする。

(審査の方法)

第8条 審査は、委員長が委員会に出席した委員に意見を求める方法により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は審査要求を行った経理責任者と協議のうえ、緊急に審査する必要がある場合、その他特に必要がある場合は、審査要求書を委員に回覧することをもって同項の審査に代えることができる。

(審査意見の決定方法)

第9条 委員会の審査意見は、委員長及び出席(前条第2項の場合にあっては、回覧)した委員全員の一致した意見によるものとする。ただし、意見が一致しない場合は委員長の決定するところによる。

(審査意見の報告)

第10条 委員長は、前条の審査意見(意見が一致しないものについては、その内容を含む。)を審査要求を行った経理責任者に書面をもって報告するものとする。

- 2 経理責任者は、前項の報告を受けたときは、要求元の長にその写を添えて報告するものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員会の審査は、公開しないものとする。

2 委員会に出席した者及び委員会の庶務を行う者（以下「関係者」という。）は、審査の内容その他委員会に関し、その職務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、関係者が異動その他の事由により関係者でなくなった場合も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、財務部財務経理課において行うものとし、委員会の運営に関する事務及び議事録の作成保管その他必要な事務を整理する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日制定）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日制定）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月6日制定）

この要領は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成26年5月21日制定）

この要領は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日制定）

この要領は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年9月3日制定）

この要領は、平成27年9月3日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成27年9月10日制定）

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日制定）

この要領は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月19日制定）

この要領は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。